

◇チェックシート2（添付書類チェックシート／個人事業主用）

確認項目	必要書類		チェック	
令和元年度の事業収入が分かる資料	①	<p>対象月の属する事業年度の直前の事業年度（原則令和元年度）の確定申告書（確定申告書別表第一表の控えには収受日付印がおされているもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の場合は、令和元年度の確定申告書第一表の控え（1枚）と所得税青色申告決算書の控え（2枚） ※第一表のみの1枚も可。その場合の令和元年の月間事業収入は、月平均の事業収入となります。 ・白色申告の場合は、令和元年度の確定申告書第一表の控え（1枚） <p><令和2年1月から同年3月までに設立したもの> 事業実態の分かる以下の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸市事業継続支援給付金に係る収入等申立書 ・個人事業の開業届又は事業開始等申告書 	写し	
	②	<p>対象月の月間事業収入がわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年〇月と明確に記載があり、売上日付・費目／内容・金額、合計売上額が記載されているもの。 		
	③	<p>本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）</p>		
常用従業員の数が分かる資料	④	<p>労働保険 概算・増加概算・確定保険料 一般拠出金申請書（控えには収受日付印がおされているもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険 年度更新の申告書の控え（1枚） <p><事務組合へ委託している場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険料等納入通知書の控え（1枚） 		
振込先口座が分かる書類	⑤	<p>振込先口座番号が分かる通帳又はキャッシュカードの写し</p>		

中小企業基本法に規定する中小企業者

（中小企業庁WEBサイトより抜粋）

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

申請書には、①～⑤全ての書類を添付する必要があります。

※④の提出がない場合は、給付金は5万円となります。